

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

株式の総数

| 種 類 | 会社が発行する株式の総数(株) |
|---------------|-----------------|
| 普 通 株 式 | 15,000,000,000 |
| 第 一 種 優 先 株 式 | 170,000,000 |
| 第 二 種 優 先 株 式 | 250,000,000 |
| 第 三 種 優 先 株 式 | 250,000,000 |
| 第 四 種 優 先 株 式 | 300,000,000 |
| 第 五 種 優 先 株 式 | 800,000,000 |
| 計 | 16,770,000,000 |

(注) 「優先株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

発行済株式

| 種 類 | 中間会計期間末現在 発行数(株) (平成14年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成14年12月20日) | 上場証券取引所名又 は登録証券業協会名 | 内容 |
|---------------|-------------------------------------|----------------------------------|---|------------------|
| 普 通 株 式 | 5,709,424,395 | 同 左 | 東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部) 札幌証券取引所 ロンドン証券取引所 | 議決権あり (注) 1、2 |
| 第1回第一種優先株式 | 67,000,000 | 同 左 | | (注) 3 |
| 第2回第一種優先株式 | 100,000,000 | 同 左 | | (注) 4 |
| 第 五 種 優 先 株 式 | 800,000,000 | 同 左 | | (注) 5 |
| 計 | 6,676,424,395 | 同 左 | | |

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成14年12月1日から半期報告書を提出する日までの商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21に基づく新株予約権の権利行使又は旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権方式のストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 当行は、株式移転による完全親会社「株式会社三井住友フィナンシャルグループ」設立に伴い、平成14年11月25日付でロンドン証券取引所の上場を、平成14年11月26日付で東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所の上場をそれぞれ廃止いたしました。
3. 第1回第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先利益配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という)または第1回第一種優先株式の登録質権者(第1回第一種優先株主および第1回第一種優先株式の登録質権者を以下「第1回第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき年10円50銭(ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先利益配当金は、第1回第一種優先株式1株につき3銭)(以下「優先配当金額」という)の利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において本項(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第1回第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第1回第一種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先株主に対する中間配当

当行は、中間配当を行うときは、第1回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき10円50銭を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき3,000円を支払う。

(b) 第1回第一種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)優先株式の消却

当行は、いつでも第1回第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)優先株主の議決権

第1回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(ヘ)優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第1回第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第1回第一種優先株主は、以下に定めるところにより第1回第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成14年5月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①転換価額

第1回第一種優先株式は、980円の転換価額で普通株式に転換することができる。

②転換価額の修正

転換価額は、平成14年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が980円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

③転換価額の調整

②第1回第一種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
 - () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
 - () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株予約権を行使できる証券を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ① 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①() ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

第1回第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回第一種優先株主が転換請求のために提出した第1回第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥ 転換により発行する株式の内容

当行普通株式

⑦ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑧ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第1回第一種優先株式の株券が上記⑦の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

優先株式の一斉転換

- ① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1回第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第1回第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500円を下回るときは、第1回第一種優先株式1株の払込金相当額を500円で除して得られる数の普通株式となる。

- ② 上記①の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第1回第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4. 第2回第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先利益配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第2回第一種優先株式を有する株主(以下「第2回第一種優先株主」という)または第2回第一種優先株式の登録質権者(第2回第一種優先株主および第2回第一種優先株式の登録質権者を以下「第2回第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき28円50銭(ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先利益配当金は、第2回第一種優先株式1株につき8銭)(以下「優先配当金額」という)の利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において本項(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第2回第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第2回第一種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先株主に対する中間配当

当行は、中間配当を行うときは、第2回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき28円50銭を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第2回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき3,000円を支払う。
- (b) 第2回第一種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)優先株式の消却

当行は、いつでも第2回第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)優先株主の議決権

第2回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(ヘ)優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第2回第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第2回第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第2回第一種優先株主は、以下に定めるところにより第2回第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該価額が980円(ただし、下記②により調整される)を下回る場合には、980円をもって当初転換価額とする。

②転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が980円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

③転換価額の調整

③第2回第一種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株予約権を行使できる証券を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ㉑ 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記㉑に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ㉒ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記㉑() ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記㉑により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記㉑に準じて調整される。
- ㉓ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ㉔ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ㉕ 転換により発行すべき普通株式数
第2回第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回第一種優先株主が転換請求のために提出した第2回第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ㉖ 転換により発行する株式の内容
当行普通株式
- ㉗ 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ㉘ 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第2回第一種優先株式の株券が上記㉗の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- 優先株式の一斉転換
- ㉙ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第2回第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第2回第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500円を下回るときは、第2回第一種優先株式1株の払込金相当額を500円で除して得られる数の普通株式となる。
- ㉚ 上記㉙の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第2回第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5. 第五種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先利益配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第五種優先株式を有する株主(以下「第五種優先株主」という)または第五種優先株式の登録質権者(第五種優先株主および第五種優先株式の登録質権者を以下「第五種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第五種優先株式1株につき年13円70銭(以下「優先配当金額」という)の利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において本項(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第五種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第五種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先株主に対する中間配当

当行は、中間配当を行うときは、第五種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第五種優先株式1株につき13円70銭を上限として中間配当金を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第五種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第五種優先株式1株につき1,000円を支払う。

(b) 第五種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 優先株式の消却

当行は、いつでも第五種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 優先株主の議決権

第五種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(ヘ) 優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第五種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第五種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第五種優先株主は、以下に定めるところにより第五種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成14年10月1日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

① 転換価額

第五種優先株式は、613.0円の転換価額で普通株式に転換することができる。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が修正日前日において258.33円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③ 転換価額の調整

②第五種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株予約権を行使できる証券を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される証券の転換価額または新株予約権の行使価額がその発行日または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。
- ①ただし、上記②に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記②により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。
- ③合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ④転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ⑤転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑥転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ⑧転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、上記④()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記④()の場合には0円、上記④()の場合には当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- ⑨下限転換価額の調整
上記④により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記④⑤により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。
ただし、上記④⑥に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ⑩転換により発行すべき普通株式数
第五種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第五種優先株主が転換請求のために提出した第五種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ⑪転換により発行する株式の内容
当行普通株式
- ⑫転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑬転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第五種優先株式の株券が上記⑫の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

優先株式の一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求がなかった第五種優先株式は、平成21年10月1日(以下「一斉転換日」という)をもって、第五種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1,000分の1の値の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258円33銭を下回るときは、第五種優先株式1株の払込金相当額を258円33銭で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。優先株式の転換と配当

第五種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権

当行は、商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。その内容は次のとおりであります。

平成14年6月27日開催の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|-------------------------------------|---|----------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,620個 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,620,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 673円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 673円 資本組入額 337円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被割当者が権利行使時において役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株であります。

2. 払込金額は、新株予約権発行後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

なお、本新株予約権1,620個にかかる義務は、平成14年12月2日に株式移転により設立された完全親会社株式会社三井住友フィナンシャルグループが承継いたしました。

また、当行は、旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権を付与しておりました。その内容は次のとおりであります。

なお、本新株引受権については、株式移転により設立された完全親会社株式会社三井住友フィナンシャルグループは承継しておりません。これら新株引受権は、すべての被付与者より放棄の申し出がありましたので、平成14年12月20日現在該当はありません。

平成10年6月26日開催の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|-------------------------------------|---|----------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 296,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,432円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成12年6月27日から 平成20年6月26日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,432円 資本組入額 716円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。 | 同左 |

平成11年6月29日開催の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|-------------------------------------|---|----------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 393,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,628円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成13年6月30日から 平成21年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,628円 資本組入額 814円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。 | 同左 |

平成11年6月29日開催の株式会社さくら銀行の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|---|--------------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 167,400株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,124円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成13年6月30日から 平成21年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,124円 資本組入額 562円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を第三者に譲渡、 質入その他の処分をすることができない。 | 同左 |

(注) 1. 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単元の株式数の整数倍でない場合は、1単元の株式数の整数倍に切り上げた数とする。

平成13年6月30日から平成14年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。

平成14年6月30日から平成15年6月29日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。

平成15年6月30日から平成16年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。

平成16年6月30日から平成21年6月29日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

2. 権利を付与された者は、当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。

3. この他、権利行使の条件は、当行と付与対象者との間で締結する権利付与契約による。

平成12年6月29日開催の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|---|---|----------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 353,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,361円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,361円 資本組入額 681円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。 | 同左 |

平成12年 6月29日開催の株式会社さくら銀行の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年 9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 174,600株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,287円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年 6月30日から 平成22年 6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,287円 資本組入額 644円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を第三者に譲渡、 質入その他の処分をすることができない。 | 同左 |

- (注) 1. 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単元の株式数の整数倍でない場合は、1単元の株式数の整数倍に切り上げた数とする。
 平成14年 6月30日から平成15年 6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。
 平成15年 6月30日から平成16年 6月29日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
 平成16年 6月30日から平成17年 6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
 平成17年 6月30日から平成22年 6月29日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
2. 権利を付与された者は、当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。
3. この他、権利行使の条件は、当行と付与対象者との間で締結する権利付与契約による。

平成13年 6月28日開催の定時株主総会における特別決議

| | 中間会計期間末現在 (平成14年 9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成14年11月30日) |
|-------------------------------------|---|----------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,149,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,035円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年 6月29日から 平成23年 6月28日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,035円 資本組入額 518円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入 れすることはできない。 | 同左 |

(3) 発行済株式総数、資本金等の状況

| 年月日 | 発行済株式総数 | | 資 本 金 | | 資 本 準 備 金 | | 摘 要 |
|------------------------------|---------|-----------|-------|---------------|-----------|---------------|-----|
| | 増 減 数 | 残 高 | 増 減 額 | 残 高 | 増 減 額 | 残 高 | |
| | 千株 | 千株 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 平成14年 4月 1日 ~ 平成14年 9月30日 | | 6,676,424 | | 1,326,746,185 | | 1,326,758,792 | |

(4) 大株主の状況
普通株式

(平成14年9月30日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|--|---|---------------|-------------------------|
| 住友生命保険相互会社 | 東京都中央区築地7丁目18番24号 | 千株 228,377 | % 4.00 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 226,820 | 3.97 |
| 日本生命保険相互会社 | 大阪市中央区今橋3丁目5番12号 | 191,544 | 3.35 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 183,234 | 3.20 |
| UFJ信託銀行株式会社 (信託勘定A口) | 東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 | 131,519 | 2.30 |
| 太陽生命保険相互会社 | 東京都中央区日本橋2丁目11番2号 | 122,109 | 2.13 |
| 松下電器産業株式会社 | 大阪市門真市大字門真1006番地 | 103,570 | 1.81 |
| 三井生命保険相互会社 | 東京都千代田区大手町1丁目2番3号 | 76,751 | 1.34 |
| ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決済業務室) | ウールゲートハウス コールマン ストリート ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6番7号) | 68,362 | 1.19 |
| 三洋電機株式会社 | 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 | 64,113 | 1.12 |
| 計 | | 1,396,401 | 24.45 |

第1回第一種優先株式

(平成14年9月30日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|------------|------------------|--------------|-------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 千株 67,000 | % 100.00 |
| 計 | | 67,000 | 100.00 |

第2回第一種優先株式

(平成14年9月30日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 千株 100,000 | % 100.00 |
| 計 | | 100,000 | 100.00 |

第五種優先株式

(平成14年9月30日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 千株 800,000 | % 100.00 |
| 計 | | 800,000 | 100.00 |

なお、当行は、平成14年12月2日に株式移転により完全親会社「株式会社三井住友フィナンシャルグループ」を設立いたしました。これに伴い、当行の株主は同社1社となっております。

(5) 議 決 権 の 状 況

発 行 済 株 式

(平成14年9月30日現在)

| 区 分 | 株 式 数(株) | 議決権の数(個) | 内 容 |
|----------------|---|-----------|-------------------|
| 無議決権株式 | 第1回第一種優先株式 67,000,000 第2回第一種優先株式 100,000,000 第五種優先株式 800,000,000 | | (1)株式の総数等 発行済株式参照 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 923,000 (相互保有株式) 普通株式 12,305,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 5,661,413,000 | 5,661,099 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 34,783,395 | | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 6,676,424,395 | | |
| 総株主の議決権 | | 5,661,099 | |

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300,000株(議決権300個)含まれております。

自 己 株 式 等

(平成14年9月30日現在)

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町 1丁目1番2号 | 923,000 | | 923,000 | 0.01 |
| 株式会社みなと銀行 | 神戸市中央区三宮町 2丁目1番1号 | 2,760,000 | | 2,760,000 | 0.04 |
| 大和証券エスエムピーシー 株 式 会 社 | 東京都中央区八重洲 1丁目3番5号 | 4,344,000 | | 4,344,000 | 0.07 |
| 三井住友銀リース株式会社 | 東京都港区西新橋 3丁目9番4号 | 2,276,000 | | 2,276,000 | 0.03 |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪市中央区今橋 4丁目5番15号 | 1,314,000 | | 1,314,000 | 0.02 |
| 株 式 会 社 関 西 銀 行 | 大阪市中央区心斎橋筋 2丁目7番21号 | 1,114,000 | | 1,114,000 | 0.01 |
| エスエムピーシー担当証券 株 式 会 社 | 東京都中央区日本橋本町 3丁目4番10号 | 292,000 | | 292,000 | 0.00 |
| さくらフレンド証券株式会社 | 東京都中央区日本橋兜町 7番12号 | 205,000 | | 205,000 | 0.00 |
| 計 | | 13,228,000 | | 13,228,000 | 0.23 |

(注) 1. なお、自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっているが実質的に所有していない株式が14,000株(議決権14個)あり、上記発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれていません。

2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

| 当該中間会計 期間における 月別最高・最低株価 | 月 別 | 平成14年 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 |
|-------------------------------|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 最 高 | 円 607 | 707 | 766 | 702 | 650 | 694 |
| | 最 低 | 円 493 | 567 | 555 | 584 | 601 | 502 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 第 1 回第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(3) 第 2 回第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(4) 第 五 種 優 先 株 式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

3. 役員の状況

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

| 役名及び職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|--------------|-----------|------------------|
| 専務取締役(代表取締役) | 奥 正 之 | 平成 14 年 12 月 1 日 |
| 専務取締役(代表取締役) | 門 脇 英 晴 | 平成 14 年 12 月 1 日 |
| 取 締 役 | 山 内 悦 嗣 | 平成 14 年 12 月 1 日 |
| 取 締 役 | 山 川 洋 一 郎 | 平成 14 年 12 月 1 日 |
| 監 査 役 | 那 須 翔 | 平成 14 年 12 月 1 日 |
| 監 査 役 | 伊 藤 助 成 | 平成 14 年 12 月 1 日 |

(3) 役員の役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|---------|---------|---------|------------------|
| 監 査 役 | 常任監査役 | 紀 伊 博 | 平成 14 年 12 月 1 日 |
| 監 査 役 | 常任監査役 | 平 野 豊三郎 | 平成 14 年 12 月 1 日 |

(注) 執行役員

執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の構成については、変更ありません。